



今年 東海村発足60周年

第37回 東海まつり



●日程等

花火大会

8月8日(土)

阿漕ヶ浦公園

※荒天の場合は延期します。

イベント

8月9日(日)

JR東海駅東大通り

●募集します!

▽出店者・出店団体…会場内のテントブースで、飲食物の販売やゲームコーナー等を出店したい方

▽出演者・出演団体…会場内のステージブースで、日ごろの活動の成果や特技等を披露したい方

▽協賛者…東海まつりのスポンサーとして、協賛にご協力いただける方

▽ボランティアスタッフ…会場準備等、当日の運営にご協力いただける方

●申し込み・問い合わせ

7月1日(水)までに、東海まつり実行委員会事務局(☎283-2141)へ申し込みください。

●花火大会で読み上げるメッセージを募集します!

還暦・結婚・出産など、人生の節目を迎えた大切な方へメッセージを送りませんか? 詳しくは、東海まつりホームページ(<http://www.tokai-fes.com/>)をご覧ください。



未評価家屋等の調査を実施します



ご協力をお願いします!

村では、公平で公正な課税を行うため、7月から未評価家屋等の調査を実施します。この調査は、航空写真と村の家屋課税台帳を照合し①新築や増築がされているが、未評価の状態である家屋②登録された所在地番にない家屋(すでに取り壊し済み等の家屋)——の調査を現地で行うものです。

●調査方法

- 村の税務課職員が2人1組で伺い、家屋の調査を行います。
- 調査を行う際は身分証(固定資産評価補助員証)を提示し、調査の目的を説明してから行います。
- 家屋課税台帳の登録内容(所在・種類・構造・床面積等)に基づき、建物の現況について調査します。
- 所有者が不在の場合でも敷地内に立ち入らせていただき、外観等を確認します。調査を行った際は、その旨を記載した文書を、郵便受け等に入れておきます。原則として家屋の中には入りません。
- 未評価の家屋がある場合には、所有者の了承を得てから、家屋内を確認させていただきますので、ご理解をお願いします。

●調査員の成り済ましにご注意ください!

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯し、腕章、名札を着用しています。不審な点がありましたら職員の携行品をご確認ください。

また、今回の調査で、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知機等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。

●問い合わせ

税務課資産税担当(☎282-1711 内線1111)

わが家の車庫や物置は対象になる? 「家屋」の定義とは…

固定資産税における家屋は「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、居住、作業、貯蔵等の用途に供し得る状態にあるもの」とされます。

したがって、住居や店舗等だけでなく、車庫や物置等でも、次の3つの条件を備えているものは固定資産税の課税対象となります。床面積の大小や建築確認申請の有無による認定基準はありません。

条件① 定着性 土地に定着しており、基礎があるもの(単にブロック等の上に置いた物置などで、容易に移動できるものを除く)

条件② 外気遮断性 屋根や壁(一般的に3方以上)による独立した空間を有するもの

条件③ 用途性 目的とする用途(居住、作業、貯蔵等)に使用できる状態にあるもの

○具体例

課税対象となるもの



コンクリートブロックで基礎がつけられ、屋根と周壁(3方以上)を有している。

課税対象とならないもの



単に地面に置かれたコンクリートブロックの上に設置され、土地への定着性が認められない。